

裁 決 書

審査請求人 住所

氏名 様

上記審査請求人（以下「請求人」という。）から平成27年1月30日付けで提起のあった、豊橋市福祉事務所（以下「処分庁」という。）が平成26年9月25日付けで行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護廃止決定処分（以下「原処分」という。）に関する審査請求について、次のとおり裁決します。

主 文

原処分を取り消します。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、原処分につき、その取消しを求めるものである。

2 審査請求の理由

その要旨は、次のとおりである。

7月16日から、仕事を始めましたが、すぐに[]が悪化し、9月26日から仕事に行くことが出来ず、10月15日付けで退職となりました。

すぐに、生保の担当に相談すればよかったのですが、家に引きこもってしまう状態が続き、[]と消費者金融で生活していますが、もう1円もありません。

第2 処分庁の弁明

平成27年2月17日付け処分庁から提出された弁明書の要旨は概ね以下のとおりである。

○ 弁明の趣旨

「本件審査請求を棄却する」との裁決を求める。

○ 本件審査請求に至るまでの経緯

審査請求人は平成26年7月16日より[]にて就労を開始し、同年8月25日に初任給を受給、その収入は、生活保護の要否判定により保護を要しないと認められる金額であった。また、家庭訪問による本人からの聞き取り及び就労先への電話での調査にて、同年10月15日に3か月の試用期間が満了した後も余程のことが無い限り契約が更新され

となりました。

弁明書には、3ヶ月の試用期間後も生活には問題はないとありましたが、ケースワーカーさんは、9月には退職している事は知っていたはずです。

ケースワーカーさんから、何度も連絡がありましたが、その時はもう[] 以外の接触が出来なくなり、現状の経緯や病状をお伝えできなかった事にご理解いただきたいし、「仕事を辞めたい」と相談した時、もっと真剣に聞いてもらっていたら、このような事にはならなかったと思います。仕事を続けられるか、ある程度経過を見ていただく期間は廃止ではなく、停止なら、不安感もなくなりこれほどまでの病気の悪化はなかったと思います。

ケースワーカーさんも、私の[]の事はずっと知っていた事なので廃止ではなく停止にし、悪化した時の事への配慮が必要だと思います。

又、私が廃止になった事を知ったのは11月の末でした。9月25日付で決定がわかっていたら、少しはこちらも対応が出来た事だと思います。[]の方も11月末までは知らなかったもので、連絡を怠ったと思うしかありません。以上の事から、生活保護廃止ではなく停止を求めます。

第4 処分庁の再弁明

平成27年3月25日付け処分庁から提出された再弁明書の要旨は概ね以下のとおりである。

○ 弁明の趣旨

「本件審査請求を棄却する」との裁決を再度求める。

○ 審査請求書記載事実の認否

- (1) 反論書には担当ケースワーカーに「今の仕事を続けていけるかわからないし不安」と相談したが、「もし仕事を辞めても保護費の支給はないから」と精神的圧力をかけられたとの記載があるが、担当ケースワーカーはそもそも仕事を辞めるという話は聞いたことはなく、そのような相談も受けていない。従って、9月中に審査請求人が退職した事実を知りうるはずもない。
- (2) []については、保護受給中も[]へ受診していたのは所としても把握していたところであるが、就労開始時点では審査請求人との面接で就労に支障はない状態であることを確認し、その後も忙しく働いており連絡がとりにくい状況からも就労に支障は出ていないと判断し、収入額からみても廃止が妥当である。
- (3) 保護廃止決定を知った日については、反論書には11月末、審査請求書では12月2日とそれぞれ違う日付を記載しており、審査請求人が本決定を知った日には整合性がない。本件は、審査請求人の得た給料額から要否判定を行うと保護を要しなくなることを9月2日の面接時に口頭で伝え、9月25日付けで保護廃止決定通知書を送付している。さらに、[]の他制度の利用の促しや健康状態、就労状況などの確認のため、担当ケースワーカーは

9月、10月も重ねて自宅へ訪問をしている。

○ 処分庁の意見

請求人の反論書は、[]を患っていること及び主が生活保護廃止決定を知るのが遅れたことを理由に保護を廃止とせずに停止とすべきという主張のようである。

しかし本件は、審査請求人が基準生活費以上の給与を受け取っていること、その後も特段の事情がなければ継続して給与を受け取るであろうことを確認したうえで廃止したものである。9月18日の訪問時に審査請求人の[]より、審査請求人は忙しそうに働いており不在としていることが多い旨の発言を受けたことから、審査請求人が就労継続していることは疑いようのないものであり、生活保護を継続することなどできようもない。

さらに、廃止後も健康状態や生活に問題が起こっていないかという確認のため、担当ケースワーカーは何度も家庭訪問を続けたが、審査請求人自らこちらの接触を避けたことは審査請求人も認めているところである。

また、反論書に廃止決定を知ったのが、11月末との記載があるが、審査請求書に記載されている処分があったことを知った年月日の平成26年12月2日と相違があり、整合性がない。所としては9月2日面談時に生活保護を要しなくなることは口頭にて伝え、9月25日付けで保護廃止決定通知書を発送し、審査請求書人に本決定を通知している。

従って審査請求人の反論は、豊橋市福祉事務所長が生活保護法の規定に基づき行った適法な処分を妨げるものではなく、本件審査請求を棄却するとの採決を再度求める。

第5 請求人の再反論

平成27年4月15日付け請求人から提出された再反論書の要旨は概ね以下のとおりである。

(1) 弁明書には、「今の仕事を続けていけるかわからないし不安」と一度もケースワーカーに相談がなかったとあるが、全くのウソで私は二度、相談し、「仕事をやめても生活保護は受けさせない」とまで言われました。

その精神的圧力の為病気が悪化した。

(2) 仕事を始めて1ヶ月程で、二度程、体調不良で休んでいる事も職場に電話をして知っていた

(3) 保護廃止を知った日については、口頭で知ったのが11月末で、文書が届いたのが12月だという事である

それまでは一通も文書、口頭での知らせはない。

それを証明する事は、ケースワーカー以外、外の課で知っていなければならぬ人も、それまで全く知らされていなかったという事。

その為、外の課の手続きも遅れてしまった。

- (4) 私の■■■■に、私の仕事の確認したとあるが、私の■■は、■■■■をもっており、ケースワーカーも承知の事である。その■■に対して、仕事の確認を取り終了だとは理解できない。何度も自宅へ訪問したのなら、電話一本で、仕事場へ連絡を取るのがしかるべき手段である。

第6 審査庁の判断

審査請求書、処分庁の弁明書、請求人の反論書、処分庁の再弁明書、請求人の再反論書及び処分庁から提出された関係書類等の物件等から、次のように判断する。

1 認定した事実

- (1) 平成21年1月20日、請求人は、処分庁において、生活保護開始となった。
- (2) 平成26年6月4日、処分庁は、請求人の■■■■にかかる通院先■■■■の主治医から■■■■と示された、平成26年5月29日付け医療要否意見書(*、**)を受理した。請求人は、平成26年6月に2日間■■■■に通院した記録はあるものの、平成26年7月以降の通院実績については、処分庁から提出された関係書類等では確認することができない。

* 医療要否意見書の「主要症状及び今後の診療見込」の記載内容

** 医療要否意見書の「稼働状況」の記載内容

普通就労 ■■■■ 軽就労 ■■■■

- (3) 同年7月16日、請求人は、■■■■にて就労を開始した。その求人票には、フルタイム、就業時間午前8時から午後5時、週休二日及び時間外あり、等の記載がなされている。
- (4) 同年8月25日、請求人は、(3)の初回給料として、総支給■■■■円の振り込みを受けた。
- (5) 同年9月3日付け起案により、処分庁職員は、(4)の勤労収入、■■■■及び■■■■を収入充当額と認定し、請求人世帯の保護廃止の要否判定を行った結果、平成26年8月25日付けで保護廃止を決定することともに、平成26年9月分過支給額■■■■円を戻入決定することとした保護決定調書(審査庁宛て提出された物件において確認するに、保護決定調書の決裁年月日は未記載であり空欄となっているもの。)を作成した。
- (6) 平成26年9月下旬から、請求人は、■■■■にて、(3)の職場に出勤できなくなり、同年10月15日に退職することとなった。
- (7) 同年11月21日、請求人は、豊橋市■■■■に訪問し、■■■■の提出を行い、受理された。
- (8) 同年11月26日付け起票により、処分庁職員は、(5)で決定した平成26年9月分過支給額■■■■円について、平成26年12月10日を戻入予定として、戻入

決議書を作成した。

- (9) 同年11月28日、請求人は、豊橋市[]から、生活保護世帯であれば補助対象となる、主の[]の[]及び[]の振込を受けた。
- (10) 同年12月5日付けで、処分庁は、豊橋市[]宛てに、請求人世帯が平成26年8月25日付け生活保護廃止となっている旨の連絡を行い、その連絡を受け、豊橋市[]は(9)の[]を返金する旨、請求人に連絡を行った。
- (11) 平成27年1月30日、請求人は、愛知県知事宛て、原処分にかかる審査請求を行った。

2 判断

本件審査請求については、原処分の通知を受け取った時期が、請求人の申立と処分庁の申立で異なっており、審査請求期間の算定にも影響することから、『処分庁が原処分を請求人に通知した時期はいつか』という点が争点となる。

また、『処分庁が、請求人世帯を、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。)第10の12の答2(1)に規定された「当該世帯における定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、以後特別な事由が生じないかぎり、保護を再開する必要がないと認められるとき。」に該当するとした判断に妥当性があるか否か』という点が争点の2つ目となる。

まず、一点目の争点である『処分庁が原処分を請求人に通知した時期はいつか』という点を見る。この点について、請求人は、審査請求書において「平成26年12月2日(12月以降だと思いが不明)」と申し立てている。一方、処分庁は、弁明書及び再弁明書において「平成26年9月25日付けで」と記載しているものの、平成26年9月25日に通知を発したという明確な弁明はなされていない。

請求人は、原処分を通知した時期を12月以降とする主張の理由として、反論書にて「[]の方も11月末までは知らなかったもので、連絡を怠ったと思うしかありません。」と申し立てているが、それに対し行われた処分庁の再弁明は、「反論書に廃止決定を知ったのが、11月末との記載があるが、審査請求書に記載されている処分があったことを知った年月日の平成26年12月2日と相違があり、整合性がない」と記載しているのみで、連絡を怠ったという点についての弁明はない。

請求人は再反論書において、整合性がないと処分庁が主張する点については、「口頭で知ったのが11月末で、文書が届いたのが12月だという事である」と反論を行い、その主張は一貫した内容で申し立てられている。

更に、請求人は、再反論書において、「それを証明する事は、ケースワーカー以外、外の課で知っていなければならない人もそれまで全く知らされていなかったという事。その為、外の課の手続きも遅れてしまった。」と申し立てているため、審査庁が確認したところ、前述の第6の1の(5)、(7)、(8)、(9)及び(10)のとおり、

事実を確認した。その内容は、確かに処分庁は、平成 26 年 9 月 3 日付け起案により原処分にかかる保護決定調書を作成したことが確認できるものの、決裁年月日は未記載となっている。そして、平成 26 年 11 月 21 日、請求人は、豊橋市 [] に、 [] の提出を行い、同日付で收受されている。請求人の申し立てによれば、『この時点で豊橋市 [] 職員が、 [] の確認業務に使用している電子端末の登録状況において、請求人は生活保護世帯であるものの生活保護費が支給されていないという状況であったため、豊橋市 [] 職員が処分庁宛て、事実確認を行った結果、処分庁から既に廃止となっている旨の連絡を受け、請求人は自身が生活保護廃止となっている事実をそこで初めて知った』と審査庁あて申し立てている。なお、その請求人の申し立てについての事実確認はとれていない。しかし、処分庁は、その日から間もない平成 26 年 12 月 5 日付けにて、豊橋市 [] 宛てに、請求人世帯が平成 26 年 8 月 25 日付け生活保護廃止となっている旨の連絡を行っている。そして、その連絡を受け、豊橋市 [] は、既に請求人に支給を行った [] (生活保護世帯であることが補助対象要件となっているもの) を返金させることとした手続きを行っている。また、処分庁は、請求人が豊橋市 [] を提出した 5 日後の平成 26 年 11 月 26 日に、平成 26 年 9 月分過支給額 [] 円についての戻入決議書を作成していることが確認される。

つまりは、処分庁が保護廃止及び 9 月分保護費の戻入にかかる保護決定調書を平成 26 年 9 月 3 日に起票したことは確認できるが、9 月分保護費の戻入の事務処理は平成 26 年 11 月 26 日に行い、また、豊橋市 [] 宛ての請求人世帯の保護廃止の連絡は平成 26 年 12 月 5 日付けの通知にて行っていることとなる。一般的に保護廃止処理と同時に処理される事務が、請求人が [] を提出した平成 26 年 11 月 21 日以降、間もない時期に処理がなされていると認められる。

よって、『処分庁が原処分を請求人に通知した時期はいつか』という点については、請求人が申し立てている平成 26 年 12 月以降になされたという主張に、処分庁から何の弁明もなされていないこと、また、保護廃止決定通知を発出すると同時期に行われるべき戻入手続き及び他課宛ての連絡が、請求人が申し立てているとおりの時期に行われている事実が確認されることから、原処分が平成 26 年 12 月以降に請求人宛てに通知されたという請求人の申し立てを否定する事実は確認できない。

次に、二つ目の争点である『処分庁が、請求人世帯を、課長通知第 10 の 12 の答 2 (1) に規定された「当該世帯における定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、以後特別な事由が生じないかぎり、保護を再開する必要がないと認められるとき。」に該当するとした判断に妥当性があるか否か』という点を見る。

保護の廃止決定処分については、法第 26 条において、「保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。」とされている。また、

保護の廃止の取扱い基準として、課長通知第 10 の 12 の答 2 (1) に「当該世帯における定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、以後特別な事由が生じないかぎり、保護を再開する必要がないと認められるとき。」と、保護の廃止の際の要否判定については、課長通知第 10 の 6 答に「保護開始時と異なり、現に保護受給中の者については、保護の実施要領の定めるところに従い、当該時点において現に生じている需要に基づいて認定した最低生活費と収入充当額（勤労に伴う必要経費のうち基礎控除については、局長通知第 10 の 2 の (1) に定める別表 2 に定める額）との対比によって判定するものであること。」と示されている。

処分庁が行なった保護廃止の要否判定の算定については、処分庁から提出された資料によると、請求人 [REDACTED] 及び請求人の [REDACTED] の最低生活費は、告示別表第 1 生活扶助基準第 1 章より、居住地は豊橋市にて級地区分 2 級地-1 のため、生活扶助第 1 類及び第 2 類の合計額は 107,130 円、[REDACTED]、[REDACTED]、住宅扶助として、告示別表第 3 の 2 及び「生活保護法による保護の基準に基づき厚生労働大臣が別に定める住宅扶助（家賃・間代等）の基準額の設定について（平成 26 年 3 月 24 日付け社援発 0324 第 6 号厚生労働省社会・援護局長通知）」により、実家賃額 [REDACTED] 円、[REDACTED] を認定しているものであり、最低生活費の合計を 187,230 円としている。

また、収入充当額については、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 36 年 4 月 1 日厚生省発社第 123 号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第 8 の 3 の (1) のアの (ア) 及び (イ) において、「官公署、会社、工場、商店等に常用で勤務し、又は日雇その他により勤労収入を得ている者については、基本給、勤務地手当、家族手当及び超過勤務手当等の収入総額を認定すること。」「勤労収入を得るための必要経費としては、(4) によるほか、社会保険料、所得税、労働組合費、通勤費等の実費の額を認定すること。」（(4) は、次官通知第 8 の 3 の (4) において規定される、勤労に伴う必要経費としての基礎控除、新規就労控除及び未成年者控除を指す。）と示されており、給与収入総額を [REDACTED] 円とし、社会保険料等 [REDACTED] 円を控除した [REDACTED] 円を給与収入充当額とし、[REDACTED] 円及び [REDACTED] 円を加えた [REDACTED] 円を収入充当額の合計としているものである。

上記のとおり計算した最低生活費の合計 187,230 円と収入充当額の合計 [REDACTED] 円とを比較し、要否判定の結果、収入が上回るとして保護廃止の決定を行っていることが確認される。

まず、課長通知第 10 の 6 答に、勤労に伴う必要経費のうち基礎控除については、局長通知第 10 の 2 の (1) に定める別表 2 に定める額をもって算定することとなっている。しかし、処分庁の行った要否判定は、処分庁から提出されたケース記録によると、平成 26 年 9 月 3 日に [REDACTED] に確認した [REDACTED] 円の社会保険料等の控除のみを控除しているだけで、勤労に伴う必要経費のうち基礎控除額 [REDACTED] 円が算定されておらず、誤った収入充当額を

用いて決定がなされていることが確認される。本件の要否判定の結果には影響しないものの、収入充当額の控除額は、要否判定の結果に直接影響する重要な算定数値である。その控除額の算定を行わないことは、本来生活保護制度の生活保障を受けられるはずの要保護者が、その保障を受けられなくなる可能性のある重大な手続き上の瑕疵である。

また、廃止決定を行うには、要否判定の結果以外にも、課長通知第10の12の答2(1)により、当該世帯における定期収入の恒常的な増加等により、以後特別な事由が生じないかぎり、保護を再開する必要がないと認められるときに該当するか否かを判断する必要がある。

この点について、請求人は、原処分において、自身が患っている[]への配慮が必要であったと主張している。請求人は、平成26年3月から[]にて[]にて通院を再開しており、平成26年6月4日付け請求人の主治医から処分庁宛て提出された医療要否意見書の内容では「[]」、「[]」などと、示されている。また、主治医がその意見書の中で示している内容には、廃止決定日以降に及ぶ[]である点、[]と判断している点、などを処分庁に示しているが、これらの点をふまえて処分庁が請求人に対し療養支援及び就労支援を行っている状況は、処分庁から提出された関係書類等の物件からは確認することができない。保護の実施機関として被保護世帯の課題を解決するために働きかけるべき事項を定める世帯の援助方針も「就労による自立を目指し、求職活動を行わせる。」とされたままで、請求人の病状は勘案されておらず、そもそも就職した時点での見直しもなされていない。

新規に就労するときには一定程度精神的なストレスを感じることは、[]に関わらず、一般的に考えられる状態であり、ましてや前述のとおり[]とする意見が主治医から示されている請求人であるならばなおのこと、精神面を考慮し経過を観察する必要があることは明らかである。また、医療要否意見書において毎年[]が出現することが示されている[]の時期に、請求人がフルタイムの就労を継続することに困難が伴うことは、容易に予想されて然るべきであり、請求人の自立助長を援助する処分庁であれば当然に勘案した上で生活保護の決定を行うべきである。それにも関わらず、その就労収入の初回給料の確認をもって「以後特別な事由が生じないかぎり、保護を再開する必要がない」と直ちに保護廃止を決定した原処分の判断は、明らかに失当である。仮に、主治医の意見に反してまで請求人の就労を認めるに何か理由があったと想定したとしても、就労後の生活状況の経過を観察し、適時必要な援助を行える体制を整えたうえで、療養及び就労継続に向けた積極的な援助指導を実施するべきであると解される。

課長通知第10の12の答1には、「当該世帯における定期収入の恒常的な増加、(略)により、一応保護を要しなくなったと認められるがその状態が今後継続することについて、なお確実性を欠くため、若干期間その世帯の生活状況の経過を観察する必要があるとき。」は「保護を停止すべき場合」と規定している。処分庁は、

再弁明書において「連絡がとりにくい状況からも就労に支障は出ていないと判断」したと申し立てているが、連絡がとりにくいことと就労に支障が出ていないと判断することとの間に、関連性は認められない。請求人と連絡がとりにくい状況であるならば、恒常的な収入の増加が認められるとの確実性のある理由が得られるまでの間、課長通知第 10 の 12 の答 1 の規定に基づき、保護停止の決定を行うのが妥当であり、処分庁が、請求人世帯を、直ちに課長通知第 10 の 12 の答 2 (1) に該当するとした判断には、妥当性が認められない。

したがって、原処分は、平成 26 年 12 月以降に書面で請求人に通知されている可能性が否定できず、原処分通知時点では明らかに最低生活を下回る状況であるにもかかわらず当該廃止処分を通知しているとなれば、処分庁の行った原処分の通知は、著しく不当であったと判断せざるを得ず、仮に、原処分の通知が、平成 27 年 9 月 25 日に発出されていたとしても、勤労に伴う必要経費のうち基礎控除の額が適切に算定されていないという手続き上の瑕疵が認められる上、請求人の病状を勘案すれば保護廃止ではなく停止決定が妥当であり、処分庁の決定には理由がないと判断する。

処分庁は、主治医から [REDACTED] で意見を示されている請求人に対し、通院がなされていないにも関わらず療養指導を行わず、求職活動を行わせることを援助方針と定めてフルタイムの就労を容認し、診療が必要と見込まれる期間中であり、かつ、[REDACTED] すると示されている 9 月の時点で、請求人世帯の保護を廃止している。まず、フルタイムの就労を容認するに合理的な理由が確認できない上、仮に、処分庁が請求人の就労を認めるに理由があったと想定したとしても、就労開始から一定の期間、請求人の病状を観察する必要性があることは明らかである。本来、保護廃止ではなく保護停止の決定が妥当であり、請求人が当該就労先を退職した平成 26 年 10 月 15 日以降も、停止の解除等の方法により最低生活を下回ることはないよう切れ目のない生活保障がなされるべき世帯であったはずである。そのため、誤った処分庁の決定により、請求人が、失職してから最低生活を下回る生活を強いられる状況になったことは明らかであり、請求人の申し立てには理由があると認められ、原処分は違法であるとはいえなくとも不当なものであったとの判断を免れない。

以上により、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）による改正前の行政不服審査法第 40 条第 3 項の規定に基づき、主文のとおり裁決します。

平成 28 年 7 月 12 日

愛知県知事 大村 秀 章

